

広報いんざい「みんなのひろば」掲載要項

「みんなのひろば」は、市民の皆さんのさまざまな活動を支援することを目的に、会員募集や催し物案内などを広報紙に掲載するものです。掲載内容に関しては、公共性・公益性を尊重しトラブルが無いようご注意ください。

1. 掲載できるもの

(1) 広く市民が参加、応募できるものであること

掲載できるものは、市民に有益な情報であって原則として広く市民が参加できるものに限ります。特定の地域に住む市民のみを対象にしたものや、多くの市民にとって参加が困難と考えられるものは掲載できません。

(2) 活動場所が公的な場所であること

原則として、活動場所が市の施設等の公的な場所であることとします。ただし、公的な場所以外で開催されるものであっても、2 に列記する事項に該当しないと市が判断した場合は掲載できることとします。

2. 掲載できないもの

以下の項目に該当するものは掲載できません。

- ・公序良俗又は法律に反するもの、犯罪行為等に結びつくと判断されるもの
- ・主とする内容が営利活動、宗教的活動、政治的活動又は個人や団体の宣伝を目的とするもの
- ・他を誹謗中傷するもの又は他に不利益を与えると判断されるもの
- ・市の行政運営の実態に反し、誤解を与えると判断されるもの
- ・活動内容が掲載記事と異なるもの
- ・掲載内容や掲載意図が不明確なもの
- ・その他、市の広報編集会議で掲載が不相当と判断したもの

3. 掲載手続きなど

- ・広報いんざい「みんなのひろば」掲載申込み用紙に必要事項を記入し、秘書広報課へ提出してください。

4. 提出期限

- ・掲載希望号の1カ月と1週間前（土・日曜日、祝日の場合はその前日）までに提出してください。提出期限を過ぎたものは掲載できません。

5. 原稿の提出

- ・Eメール、ファクス、郵送、直接持ち込みのいずれかで提出してください。

6. 掲載回数

- ・同一内容のものは年度内2回を限度とし、かつ、同一団体による掲載は年度内6

回を限度とします。ただし、同一日程の講座・催しなどは年度内1回とします。

7. 記事の校正確認

・記事の校正確認を広報発行の10日前までに申請者へお送りします。秘書広報課が指定する日までに校正確認が完了しないものは掲載を見送ることがあります。

8. 情報の提供など

・掲載した内容は、広報紙以外の広報媒体などに転載および情報提供する場合があります。

9. その他

- ・申込みを受理した原稿でも、紙面の都合により掲載できない場合があります。
- ・掲載原稿は、他の記事と整合を図るため、簡略化したり表現・記載順を任意で変更したりします。
- ・市内の公共施設を利用して活動する場合は、予約が済んでいることを掲載条件とします。
- ・申請者の校正誤りにより、第三者と係争する事態になった場合でも、市は一切の責任を負いません。

印西市総務部秘書広報課広報広聴係

270-1396 印西市大森2364-2

TEL: 0476-42-5117 FAX: 0476-42-1150

kouhouka@city.inzai.chiba.jp